

# 地域づくりを支える公民館建築の要求規準

## —長野県飯田市を対象として—

鈴木エドワード建築設計事務所 ○若竹 雅宏  
日大生産工 浅野 平八

### 1. 研究の背景と目的

市町村によって設置される公民館やコミュニティセンター等の地域住民のための学習施設は、法令及び例規等の制度(以下制度)を根拠として設置されている。制度に規定される事項は多岐に亘り、それらには施設の役割、管理体制、運営方針及び地域住民の利用に関わる事項等がある。

この様な制度や規定は、施設種別によって異なる。制度が異なれば、施設種別で施設の管理や利用に関わる規定等にも差異が生まれるため、制度や規定の内容は、地域住民の活動に影響を与えるものと考えられる。このため公民館やコミュニティセンター等は類似施設であるが、地域で果たしてきた役割は決して同義では無いものとなる。したがって、地域づくりの拠点となる施設において、制度上における施設計画上の要求規準について明らかとすることは、施設属性の認識にとどまらず、現在進められている市町村による地域施設の再編成や今後の地域施設計画にとって意義あることと考える。

そこで、本稿では設置根拠法令を持つ地域施設のうち最も設置数の多い公民館を対象として、市町村によって定められる公民館に関する例規を分析することから、公民館建築の計画における要求規準について明らかとすることを目的とする。

### 2. 研究の方法

#### 2.1 研究の対象

本稿での研究の対象は、長野県飯田市とする（以下飯田市）。

飯田市は 1937 年に発足している。その後、

現在までの 75 年余りの期間で 6 度の合併を経て現在の市域となっている。この間、飯田市では合併前の旧町村単位に公民館を設置し、公民館を拠点とした住民自治活動の展開を支援し、それを保障してきた経緯がある。この取り組みは、近年では「飯田型公民館」として、その仕組みをフィリピンに輸出する試みも行なわれている。なお、飯田市の公民館の設置数は、地区公民館 20 館に中央館を加えた 21 館が設置されている。分館は 27 館である。

#### 2.2 研究の方法

本稿では飯田市の例規のうち、公民館に関する例規(以下関連例規)を対象として分析考察を行なう。分析考察の手順を以下に示す。

①関連例規の規定事項を公民館建築に関する要素別に整理する。②公民館建築に関する規定のうち室名称に着目し、関連例規で示されている室名称を抽出する。③抽出した室名称を、政府指定統計社会教育調査で示されている施設の区分<sup>\*1</sup>(以下施設区分)別に整理し、それらの関係性を分析考察する。④公民館建築の利用主体及び公民館が行なう事業に関する規定と抽出した室名称との関係を分析考察する。⑤以上の分析結果から、公民館建築に関する要求規準について関係性を整理する。

### 3. 公民館関連例規の位置づけ

公民館は 1949 年に施行された社会教育法<sup>\*2</sup>をその設置根拠とする。社会教育法では、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務について示されており、総則の他に社会教育主事等、社会教育団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用及び通信教育について示されている。その内容は、社会教育の実践と普及に

---

The Demand Criterion in Community learning center to  
Support Community activities  
—In Case of NAGANO Prefecture IIDA City—

Masahiro WAKATAKE, Heihachi ASANO

関わる運営的側面が中心となっている。

社会教育法には、公民館、図書館、博物館及び青年の家等の、社会教育に関する事業を実践する施設が示されている。これら施設に関する規定として公民館のみが、社会教育法の第5章に示されている。第5章の内容は、公民館の事業、運営の方針、職員等についての規定が中心となっている。また、同法23条の2に、「公民館の設置や運営上の必要な基準については文部科学大臣によって別に定める」とある<sup>\*3</sup>。同法第24条には、市町村が公民館を設置する際は、その同法第23条の2の設置基準を基に条例によって、設置及び管理に関する事項を定める必要があるとされている。

飯田市の例規は、第1類総規から第14類雑則に亘る14類から構成されている<sup>\*4</sup>。このうち関連例規は、第7類 教育 の第3章 社会教育の分野に位置づけられ、①飯田市公民館条例、②飯田市公民館条例施行規則、③飯田市公民館管理規則の3つから構成されている<sup>\*5</sup>。また、公民館条例の第1条では、「社会教育法の規定に基づき公民館の設置及び管理に関する必要な事項を定める」とある。つまり飯田市における関連例規は、社会教育法第24条および同法第23条の2を根拠としたものである。

#### 4. 公民館建築の役割と規準の関係

関連例規において、どのような項目が規定の対象となっているのかを検討する。

公民館は社会教育機関である。これを設置する建物を本稿では公民館建築とする。すると公民館建築には、施設空間と機関が設置されたものとなる。機関は「その目的を達成する手段として設けた組織」<sup>\*6</sup>である。つまり公民館建築は、その設けた組織の元で、施設空間において事業を行ない目的を達成する場所となる。そこで公民館建築は「利用の主体のために施設空間と活動機会を提供する場所」であると本稿では定義すると、公民館建築に対する要素には、①利用の主体、②活動機会の提供、③施設空間の提供が挙げられる。

関連例規の規定事項(以下規定)について、利用の主体、活動機会の提供、空間の提供に分けて整理したものが表1である。

利用の主体では、公民館の名称と住所といった対象区域、利用者の属性が規定されている。活動機会の提供では、職員などの体制、職務内容及び事業運営といった管理運営に関

表1 飯田市における公民館関連条例の規定事項

区分	規定されている事項		
	対象の分類	対象の細分類	規定されている事項
利用の主体	対象区域	施設名称 施設の位置	公民館及び分館の名称 公民館及び分館の住所
	属性	市外	会議室等の使用料の増額
		市民関連団体	会議室等の減免
		社会教育団体	利用登録の要件 利用登録に関する事項 会議室等の使用料の免除
	活動機会の提供	分館	設置と目的 運営時間
		職員の体制と職務	必要に応じた分館設置の必要性 開館の時間と休館日にわたる事項 公民館に館長・主事などの職員を配置
			分館に配置する職員 館長の任期
		任期	職員の職責と職務
		職務	公民館の処務
		市公民館の体制と分掌事務	市公民館に管理係と学習支援係を設置 係が行なう事務の内容
			市公民館が行なう事務の内容 各公民館が行なう事務の内容
		館務	市公民館に設置
		事業運営の機関	体制に関する事項 会議の運営に関する事項
			各公民館に設置
		専門委員会	体制に関する事項
施設空間の提供	行為の制限	損害賠償	利用行為違反に対する事項
		遵守事項	使用者が遵守すべき事項
	使用許可	申請	使用的申請に関する事項
		許可	許可不許可の要件と許可の取消し等
	会議室等	会議室等	使用料の納付に関する事項 使用料金に関する事項
		備品	使用料の還付に関する事項 使用料の納付に関する事項 使用料金に関する事項

凡例 太文字にグレーで囲まれている規定事項は、公民館建築の定義による、活動機会と空間を提供する「場所」にわたる内容を示す。

する規定が主である。空間の提供では利用者の行為、使用許可及び使用料といった空間の使用に関する規定となっている。

ここで建築的要素に関する規定について検討するために、公民館建築の定義として示した前述の「利用の…する場所」の「場所」にわたる規定に着目する。表1に示す太文字にグレーで囲まれている規定が「場所」に該当する規定である。施設名称及び施設の位置といった地域における場所を示したものと会議室等の建築物の内部空間に該当する場所を室名称で示しているものとがある。このうち本稿では、室名称を分析項目として抽出する。

#### 5. 室名称からみる公民館建築に関する規準

##### 5.1 室名称の抽出と属性

公民館建築に関する規定のうち、室名称に着目する。関連例規では、飯田市公民館条例第13条(会議室等の使用料の額)で、室名称を「会議室等」と集約して示し、更に別表第1(第13条関係)に、利用に際して使用料の支

払いを必要とする施設空間（以下貸出室）の全ての名称が公民館別に示されている<sup>47</sup>。ここで示されている室名称は、現存する公民館に設置されている施設空間の呼称であり、計画者側による室機能の設定行為の結果である。この様な室名称と同様なものに施設区分がある。その施設区分に示されている室名称と関連例規で示されている貸出室の室名称とを比較整理したものが表2である。

表2に示す関連例規から抽出した施設空間の名称は、貸出室に限定されているため、ロビー等の施設内のオープンスペースについては示されていない。

また、条例には示されているが施設区分に無い室名称をみると、該当する室名称として大会議室と和室がある。大会議室は室名称から推察できる利用行為より、講堂及びホールが類似の施設空間であると考えられる。飯田市では全体集会を行なえる規模の大きな室名称については、大会議室として設定している。一方和室は利用行為の融通性に加え、畳敷の空間であることから、類似の施設空間を特定する事は難しい。和室は飯田市の公民館に限らず多くの市町村の公民館に設置されている施設空間である。公民館における和室設置の普遍性を示すものであり、飯田市においても例外ではない。

## 5.2 利用の主体と室名称の関係

室名称には利用行為の種類や集団の規模等の利用形態に関わる要素が含まれる。例えば大会議室では、規模の大きな施設空間として、大人数による全体集会等が行なわれる。小会議室では小規模な集団活動が行なわれる。そこで室名称について利用の形態別に整理したものを表3に示す。

講堂、ホール及び大会議室は大人数の利用で全体集会等に利用される。会議室、講義室及び学習室等は、サークル活動などの小集団による活動が主である。展示室等では小集団の発表の場に対して、個人が鑑賞利用する。図書室では個人学習、談話室では個人利用の中で利用者間での交流がある。この様に室名称と利用の主体の関係をみることができる。

## 5.3 事業と室名称の関係

事業は公民館建築の施設空間で行なわれ実施される。その施設空間で行なう事業の目的と内容を示すために、施設設置者によって施設空間に名称が設定される。これが室名称と

表2 施設区分別にみた室名称

施設区分*	関連例規から抽出した室名称
体育館・講堂	講堂
ホール	ホール,楽屋
—	大会講室
体育・クリエーション室	—
会議室・講義室	第1中会議室,第2中会議室,小会議室,第1会議室,第2会議室 101会議室,102会議室,103会議室,104会議室,201会議室 202会議室,203会議室,204会議室,205会議室,講義室1 講義室2,講義室(1),講義室(2),第一講義室,第二講義室 第三講義室,講義室(麻績の間),研修室,学習室 学習室(1),学習室(2),和室会議室,小会議室(松の間) 小会議室(竹の間),小会議室(赤石の間)
—	和室,和室(1),和室(2),和室会議室,小会議室(松の間) 小会議室(竹の間),小会議室(赤石の間)
視聴覚室	視聴覚室,第一視聴覚室,第二視聴覚室
実験実習室	料理実習室,料理教室,実習室
図書室	図書室
展示室	展示室,資料展示室
児童室	児童室
談話室	談話室
相談室	—

\* 平成25年度政府指定統計社会教育調査「公民館の施設・設備の所有館数」に示されている区分。

-は該当無し

表3 利用主体の形態と室名称の関係

利用属性	関連例規から抽出した室名称
全体集会 (大規模)	講堂 ホール,楽屋 大会議室
小集団 活動 (小規模)	第1中会議室,第2中会議室,小会議室,第1会議室,第2会議室 101会議室,102会議室,103会議室,104会議室,201会議室 202会議室,203会議室,204会議室,205会議室,講義室1 講義室2,講義室(1),講義室(2),第一講義室,第二講義室 第三講義室,講義室(麻績の間),研修室,学習室 学習室(1),学習室(2),和室会議室,小会議室(松の間) 小会議室(竹の間),小会議室(赤石の間)
—	視聴覚室,第一視聴覚室,第二視聴覚室
交流(個人)	料理実習室,料理教室,実習室 展示室,資料展示室 児童室 図書室 談話室

表4 社会教育法が定める事業と室名称の関係

社会教育法 第20条及び22条 に定められている 事業の内容	社会教育調査による室名称区分									
	・ 体 育 講 堂		ホ ー ル		レ シ エ ク ス 室		講 義 室		会 議 室	
	全 体 集 会				小 集 团 活 动				个 人 利 用	
① 実際生活に即する教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 学術及び文化に関する各種の事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 定期講座の開設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 討論会,講習会,講演会 実習会,展示会等の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 図書,記録,模型,資料等 の保管と利用						○	○	○	○	○
⑥ 体育・クリエーション等 に関する集会	○	○	○							
⑦ 各種の団体,機関等 との連絡										
⑧ 住民の集会	○	○	○	○	○					
⑨ その他の公共的利用									○	○

凡例:レクはレクリエーションを示す

して施設利用者に示され、活動行為の範囲となる。したがって、室名称と事業には関係性があるものと推察される。

公民館が行なう事業については、表1に示す規定のうち、①公民館としての館務、②職員の職務、③公民館運営審議会及び専門委員会の設置で示されている。いずれも公民館で

行なう事業は、社会教育法に規定する事業である事が示されている。事業の内容と施設区分による室名称との関係について、表3の利用属性と共に整理したものを表4に示す。

表4より事業と室名称との関係をみると、事業①、②、③では、全体集会、小集団活動及び個人利用まで幅広い施設空間で実施されることが分かる。事業④は小集団活動、事業⑤は小集団活動および個人利用の施設空間との関係があることが分かる。この様に室名称と公民館建築で行なわれる事業の関係をみることができる。

## 6. まとめ

本稿では飯田市における公民館関連例規に着目し、公民館建築に関わる規定について分析を行なった。その結果、①規定事項は、公民館建築における利用の主体、施設空間と活動機会の提供の3つの要素より整理できることを示した。更に、公民館建築の要求規準として、②大会議室と和室が特徴を示す施設空間であること、③施設空間の利用者属性及び施設空間で行なう事のできる事業について、室名称から特定できること等を明らかとした。

以上の結果を踏まえて、公民館建築に関わる3つの要素と対応関係にある室名称、利用形態、事業との関係性について整理したものを図1に示す。この図から、室名称からみる関連例規と公民館建築の要求規準との関係性を可視化する事ができる。

今後は、施設名称、設置室数、利用実態、建設過程等と規定事項内容との関係性について明らかにすること等が課題である。

### 【注】

\*1 平成25年度政府指定統計文部科学省社会教育調査「公民館の施設・設備の所有館数」に示されている区分。

\*2 最終改正は平成25年6月14日。

\*3 「公民館の設置及び運営に関する基準」平成15年6月6日 文部科学省告示112号及び「公民館の設置及び運営に関する基準」の告示について 平成15年6月6日 文科生第343号

\*4 飯田市HPを参照。

\*5 2013年10月現在。

\*6 新村出編「広辞苑」第三版、岩波書店による。

\*7 別表第1には、各公民館別に、会議室等の室名称、冷暖房期間、使用時間帯別に使用料が示されている。

### 【参考文献】

- 長澤成次編著「公民館で学ぶIII」国土社、(2008)、「公民館で学ぶIV」国土社、(2013)
- 崔容準、吉村英祐「地域防災計画における地下空間への浸水対策の分析に基づく建物計画上の課題」日本建築学会計画系論文集、第620号、(2007)、pp.81~87
- 日本公民館学会編「公民館・コミュニティ施設ハンドブック」エigel研究所、(2006)、pp.90~108

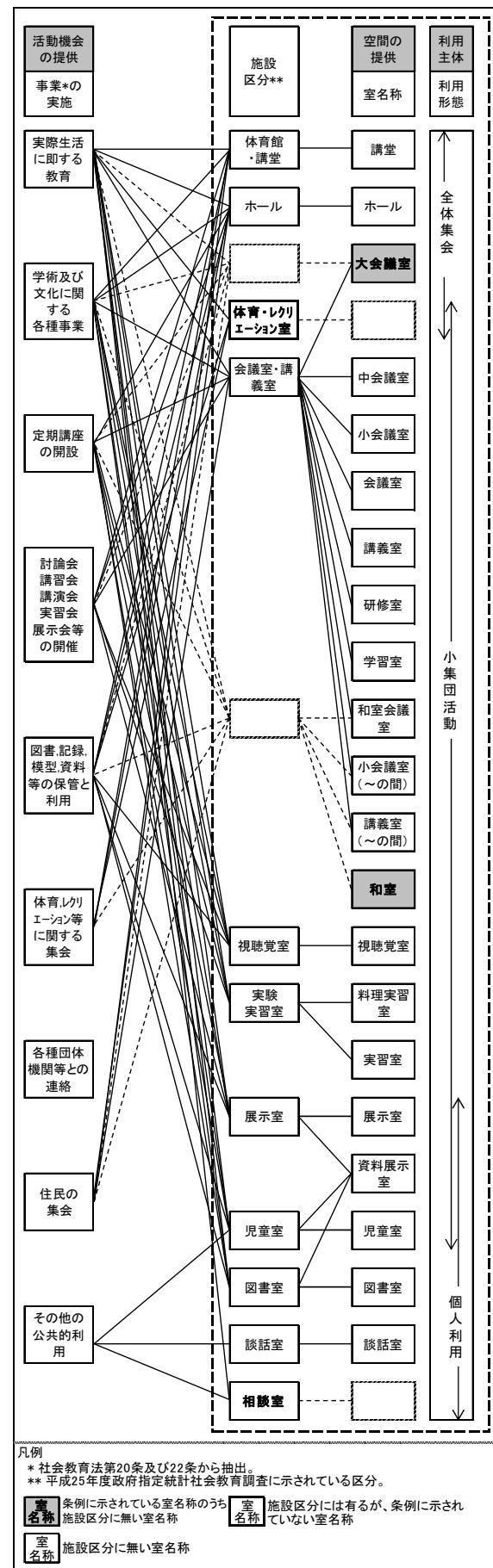


図1 公民館建築に関わる規準の関係